

「由宇地区バス」における移動円滑化基準適用除外自動車の運行について

1 移動円滑化基準適用除外自動車の申請概要

株式会社岩国駅構内タクシーが令和 7 年 11 月 1 日から「由宇地区バス」の舟木線などで使用する車両について、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号。（以下「省令」という。））第 43 条の規定に基づく「移動円滑化基準適用除外自動車[※]」の認定を受けるため、本会議の合意を求めるものです。

※ 移動円滑化基準適用除外自動車とは

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。（以下「バリアフリー法」という））」では、原則として、車両の新規導入の際には、省令に定める移動円滑化基準に適合した車両（車いす対応等）の導入を義務付けています。

ただし、道路や地形上の問題や車両総重量が 5 t 以下であって乗車定員が 23 人以下の自動車を導入するなどより、移動円滑化基準を満たすことが困難などの合理的な理由のある場合には、地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

なお、この認定申請にあたり、必要に応じて地域公共交通会議等（岩国市地域公共交通会議）での協議を調えることとされています。

2 申請理由

当該路線は、経路上に狭隘箇所があること、また、これまでの利用実績から乗車定員が 10 名程度の車両で支障がないことから、運行事業者である株式会社岩国駅構内タクシーでは、乗車定員が 10 人（車両総重量 2,540kg）の車両を導入する予定です。

当該車両は車両の構造上、バリアフリー法基準適合車両への適合が困難であることから、この度、移動円滑化基準の適用除外の認定申請を行うものです。

なお、移動円滑化基準の適用除外により、利用が困難となる車いす利用者については、福祉タクシー等の利用により、移動手段の確保を図ることとします。

3 適用除外認定を受ける路線

- （1）由宇地区バス 舟木線（舟木バス停～由宇駅前バス停）の全便
- （2）由宇地区バス 笠塚線（笠塚カープ練習場前バス停～由宇駅前バス停）の一部の便

※ 運行内容は資料 1 でご確認ください。

4 適用除外認定を受ける車両の概要

No.	車名	型式	乗車定員	長さ	幅	車両総重量
1	日産キャラバン	CBA-KS4E26	10 人	508 cm	169 cm	2,540 kg
2	トヨタハイエース	CBA-TRH224W	10 人	538cm	188cm	2,580 kg

※ 運行にあたっては、1 のキャラバンをメイン車両とし、キャラバンが故障・車検などにおいては、2 のハイエースで運行します。

5 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

No.	条項	内容	基準値等
1	第 37 条第 2 項 第 1 号	乗降口の幅	乗降口の幅は 80 cm 以上であること
2	第 37 条第 2 項 第 2 号	乗降口のスロープ	乗降口のスロープ板設置
3	第 38 条第 1 項	床面の高さ	床面の地上面からの高さは、65cm 以下であること
4	第 39 条	車いすのスペース	車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備えること
5	第 40 条第 1 項	通路（有効幅）	乗降口を車椅子スペースとの間の通路の幅は 80 cm 以上とすること
6	第 40 条第 2 項	通路（手すりの間隔）	通路には国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けること
7	第 41 条第 1 項	情報提供設備 （車内設備）	バス運行に関する情報を文字や音声により提供するための設備を備えること
8	第 41 条第 2 項	情報提供設備 （車外設備）	車外用放送設備を設けること
9	第 41 条第 3 項	情報提供設備 （行き先表示）	車両の前面、左側面及び後面に行き先を見やすいように表示すること

6 路線上の狭隘な箇所

